

太田市公告

太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成１７年太田市条例第２６５号）第６条の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成１７年太田市規則第２８９号）第５条の規定により次のとおり公告する。

令和７年１月２７日

太田市長 清水 聖 義

１ 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 太田市尾島ＲＣスカイポート
- (2) 所在地 太田市二ツ小屋町４３０番地先 河川敷

２ 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 太田市観光物産協会
- (2) 主たる事務所の所在地 太田市浜町２番３５号
- (3) 代表者の氏名 会長 大久保 克美

３ 指定の期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで